

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

対象者	再生可能エネルギー発電設備を事業（売電等）に供するために取得した個人または法人 【設置者が個人】 ○全量売電⇒申告が必要 ○余剰電力の売電⇒申告は不要 ○全量を家庭で使用（売電しない）⇒申告は不要 【設置者が法人・個人（事業用）】 ○全量売電⇒申告が必要 ○余剰電力の売電⇒申告が必要 ○全量を事業で使用（売電しない）⇒申告が必要 ※太陽光パネルを家屋の屋根材として設置（建材一体型）の場合には、家屋として評価するので、償却資産の申告は不要	
対象資産	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る。）を電気に変換する一定の設備	
対象要件	【太陽光発電設備】 ○FIT（固定価格買取制度）の認定を受けていないこと ○再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けていること 【風力・水力・地熱・バイオマス発電設備】 ○FIT（固定価格買取制度）の認定を受けていること	
課税標準の特例	太陽光	
	1,000KW未満	1,000KW以上
	2/3（わがまち特例） ※大臣配分または知事配分資産の場合は価格の 2/3	3/4（わがまち特例） ※大臣配分または知事配分資産の場合は価格の 3/4
	風力	
	20KW未満	20KW以上
	3/4（わがまち特例） ※大臣配分または知事配分資産の場合は価格の 3/4	2/3（わがまち特例） ※大臣配分または知事配分資産の場合は価格の 2/3
	水力	
	5,000KW未満	5,000KW以上
	1/2（わがまち特例） ※大臣配分または知事配分資産の場合は価格の 1/2	3/4（わがまち特例） ※大臣配分または知事配分資産の場合は価格の 3/4
	地熱	
	1,000KW未満	1,000KW以上
	2/3（わがまち特例） ※大臣配分または知事配分資産の場合は価格の 2/3	1/2（わがまち特例） ※大臣配分または知事配分資産の場合は価格の 1/2

特例名

<わがまち特例>

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

課税標準の特例	バイオマス	
	10,000KW未満	10,000KW以上20,000KW未満
	1/2 (わがまち特例) ※大臣配分または知事配分資産の場合は価格の 1/2	2/3 (わがまち特例) ※大臣配分または知事配分資産の場合は価格の 2/3
取得期間	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで	
特例適用期間	新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度分	
法令条項	○地方税法附則第15条第25項第一号・第二号・第三号 ○市税条例附則第12条の2第10項~市税条例附則第12条の2第19項	
特例適用確認方法や 確認書類等	<p>【太陽光発電設備の場合】</p> <p>○再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けていることがわかるもの（再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書（写し）※一般社団法人環境共創イニシアチブが発行したもの）</p> <p>○出力規模がわかる資料（仕様書・見積書等）</p> <p>【風力・水力・地熱・バイオマス発電設備の場合】</p> <p>○固定価格買取制度に係る認定通知書（再生可能エネルギー発電設備の認定通知書（写し）※経済産業省が発行したもの）</p>	
備考	経済産業省 資源エネルギー庁 http://www.enecho.meti.go.jp/	